

生産緑地法に係る買い取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明 提出書類一覧

【提出書類】

No	提出書類	部数	備考	確認欄
1	証明願	2	申請書には実印を押印して下さい。 申請書1部・農業委員会控え1部	
2	土地の登記事項証明書(写し可)	1	各筆1部 相続登記が完了している場合下記※不要	
※	遺産分割協議書の写し	1	相続登記が完了していない場合	
	(相続人全員の同意書)	1	上記遺産分割協議が整っていない場合	
	戸籍謄本	1	法廷相続人確認のため	
	相続関係説明図(家系図)	1		
3	印鑑登録証明書(写し可)	1	申請者(相続登記が完了していない場合は相続人全員分)	
4	住民票の除票又は死亡届出等の写し	1	死亡の場合(市民課で発行)	
	診断書等	1	故障の場合 (「農業不可能な旨」記載が必要)	
5	都市計画証明書	1	生産緑地区域の証明(都市計画課で発行)	
6	案内図	1	住宅地図のコピーなど	
7	公図(写し可)	1	法務局で発行	
8	委任状	1	代理人が申請する場合	
9	農地の賃貸借契約書	1	主たる従事者が小作人の場合	
10	農業経営状況調査書 (その属する農家世帯)	1	主たる従事者が他市町村に居住している場合(居住地の農業委員会で発行)	
11	その他必要と認められるもの	1	主たる従事者であったことを証明する資料 (確定申告書の写し、近隣農家の意見)など	

※証明書等は3か月以内に発行されたものをご用意ください。

【 証明書交付までの流れ】

- ①受付締切日      原則毎月6日(農業委員会事務局まで)
- ②証明の決定      原則毎月25日開催の農業委員会総会で決定
- ③証明書の交付    原則申請月の末日(農業委員会事務局にて)